

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島原市長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び関係法令に基づいて行う予防接種予診票の発行・発送、予防接種履歴の管理、予防接種実施依頼書の発行、依頼による予防接種実施報告書の送付、健康被害の救済、国・長崎県等への事業報告に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 保険健康課(保健センター)
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室 政策企画課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 TEL0957-63-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 保険健康課(保健センター) 〒855-0812 長崎県島原市霊南二丁目45番地 電話番号0957-64-7713

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険健康課長 森本 一広	保険健康課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 請求先	市長公室 政策企画課	市長公室 政策企画課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	平成27年9月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	(新設)	事後	様式変更に伴う追加
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	再実施による変更
令和3年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転		十分である	事後	再実施による変更
令和3年7月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル取り 扱う事務 2. 事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び関係 法令に基づいて行う予防接種予診票の発行・ 発送、予防接種履歴の管理、予防接種実施依 頼書の発行、依頼による予防接種実施報告書 の送付、健康被害の救済、国・長崎県等への 事業報告に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び関係 法令に基づいて行う予防接種予診票の発行・ 発送、予防接種履歴の管理、予防接種実施依 頼書の発行、依頼による予防接種実施報告書 の送付、健康被害の救済、国・長崎県等への 事業報告に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接 種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を 行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書 の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 による事後評価
令和3年7月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル取り 扱う事務 3. システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 による事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 1. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条	1 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定による事後評価
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号、別表第二の17項から19項まで 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第13条	1 番号法第19条第8号、別表第二の17項から19項まで 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第13条	事前	番号法改正に係る記載内容の修正
令和4年3月9日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 1. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第二の17項から19項まで 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第13条	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	事後	
令和4年3月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	令和3年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	